

○環境省告示第三十七号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定に基づき、平成三年八月環境庁告示第四十六号（土壌の汚染に係る環境基準について）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月十六日

環境大臣 小沢 鋭仁

別表カドミウムの項中「1mg未満」を「0.4mg以下」に改める。